

「緊急事態宣言」発出に伴う対処方針について

都留文科大学

この度、東京都・大阪府・京都府・兵庫県の4都府県を対象区域として、令和3年4月25日から5月11日までを期間とする、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出されました。

緊急事態宣言の発出に伴い、文部科学省からは4月23日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」により、学校設置者及び大学等に対して、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底と、面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応するよう要請がありました。また、部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについての注意喚起の徹底についても併せて要請がありました。

本学としては、増加傾向にある本県における感染状況を今後とも注視していく必要はあるものの、現時点においては本学の在る地域における感染状況が比較的落ち着いていること、及び今回の緊急事態宣言の期間の大部分がいわゆるゴールデンウィークに掛かること、更には本県における医療提供体制の状況等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針」によるレベル1.5は維持することとし、次の点について改めて対処方針を示します。

1 授業について

引き続き活動指針レベル1.5「対面授業を基本とし、必要に応じて遠隔授業を実施する。」を維持します。

2 課外活動等について

引き続き活動指針レベル1.5「大学が許可した活動のみ可能とする。」を維持します。

- (1) 緊急事態宣言の発出期間中における対象区域及びまん延防止等重点措置の対象区域内を会場等とする試合、合宿、練習・練習試合及び課外活動は、大学の公認・非公認に関わらずこれを禁止します。
- (2) 緊急事態宣言の発出期間中における対象区域外及びまん延防止等重点措置の対象区域外の地域で活動する場合においても、部活動及び課外活動に伴う打ち上げ等は自粛してください。

3 感染防止策の徹底

「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことはもちろんのこと、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場所に行くなどの感染リスクの高い行動を慎む等、自覚ある行動を取ってください。

また、緊急事態宣言の対象区域及びまん延防止等重点措置の対象区域への不要不急の移動は自粛してください。

令和3年4月28日